

工事着手日選択型契約方式の試行について【建築・設備工事】

本局が発注する工事において、受注者の円滑な施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる着手日選択期間を設定した工事の試行を、令和元年10月1日以降に公告等を行うものから始めます。

1 対象工事

建築・設備工事のうち、工事発注課が工事内容や工期を勘案して工事ごとに決定し、入札公告等にその旨を記載します。

2 制度の概要

「着手日選択期間」とは、受注者の円滑な施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる期間として、実工事期間（実質工期）の前に3ヵ月を超えない範囲で設定した期間のことです。

● 工事着手日選択型契約方式における期間の定義

- (1) 契約上の工期：着手日選択期間と実工事期間を合わせた期間
（契約工期） （契約締結日から、実工事期間の終期（契約工期末）まで）
- (2) 実工事期間：実際に工事を施工するために要する期間【準備期間、純工期、後片付け期間】
（実質工期） （実工事期間の始期から、終期（契約工期末）まで）

3 制度の取扱い

(1) 対象工事の表記について

対象工事は、入札公告や設計図書（特記仕様書等）に「工事着手日選択型契約方式」の表記及び設定内容の記載を行います。

(2) 着手日選択期間の現場代理人、主任技術者又は監理技術者の配置について

着手日選択期間における現場代理人、主任技術者又は監理技術者（以下、「技術者等」という。）の配置は不要です。

着手日選択期間における現場管理は発注者の責任において行い、受注者は現場への資材の搬入や仮設物の設置等の行為を行うことはできません。

ただし、着手日選択期間に施工体制等の確保及び建設資材の確保が図られ、技術者等を配置できる場合は、監督員と協議を行い、承諾を得たうえで、実工事期間の始期を早め、工事に着手することができます。

なお、実工事期間の始期を早めることにより経費が生じる場合には、受注者がこれを負担するものとします。

(3) 契約締結後の手続きについて

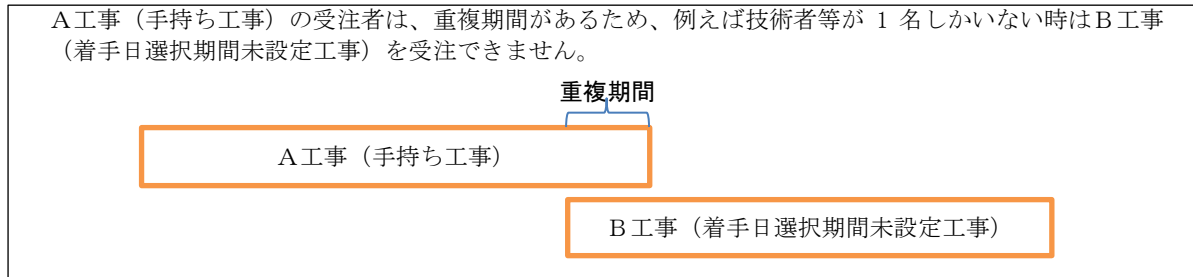
- ① 受注者は、契約締結後速やかに工程表（着手日選択期間を含めた全体工期）を提出してください。また、その他の工事書類については、実工事期間の始期以降速やかに提出してください。
- ② 「コリンズ登録」の技術者等の従事期間は実工事期間、工期は契約工期としてください。
- ③ 契約保証金は、着手日選択期間の利用の有無にかかわらず、契約上の工期（契約締結日から契約工期末まで）を対象とする保証としてください。
- ④ 受注者は、広島市水道局建設工事請負契約約款第34条第1項の規定にかかわらず、実工事期

間の始期（(2)により始期を早めた場合を含む。）以降でなければ発注者に対して前払金の支払を請求することはできません。

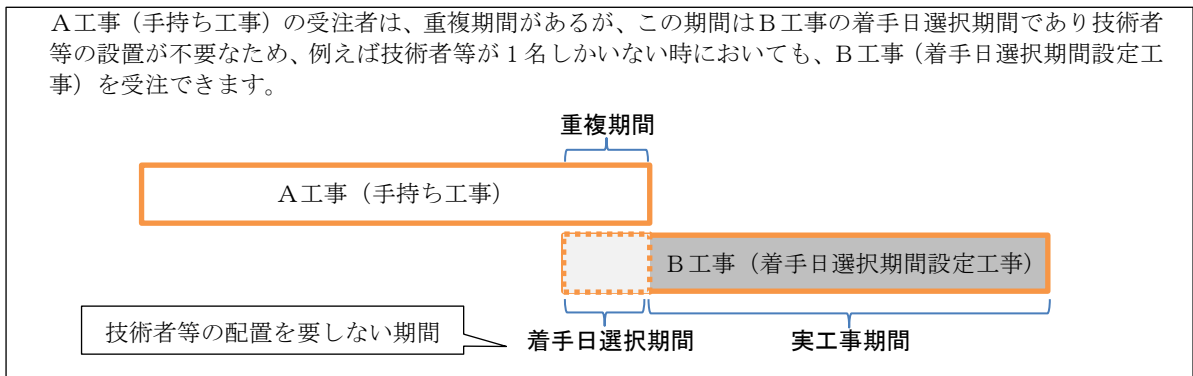
- ⑤ 着手日選択期間に施工体制等の確保及び建設資材の確保が図られ、実工事期間の始期を早めた場合でも、全体工期の変更は行いません。

● 手持ち工事と着手日選択期間を設定した工事の関係

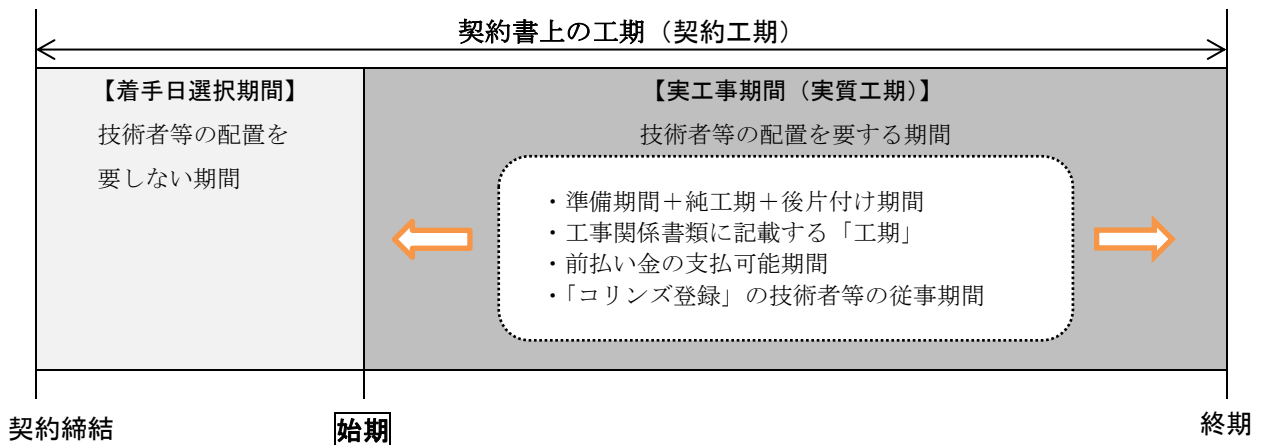
【着手日選択期間を設定しない工事】



【着手日選択期間を設定した工事】



● 着手日選択期間を設定した工事の工期



— 問い合わせ先 —
【制度について】
 水道局 技術部 設備課 浄水係 TEL (082) 511-6871
【工事への適用について】
 各工事担当課（連絡先：入札公告、配布資料等に記載）